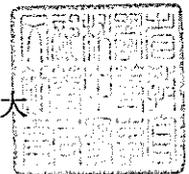


2 初参高第 17 号
令和 2 年 10 月 8 日

各都道府県教育委員会高等学校担当課長
各指定都市教育委員会高等学校担当課長
各都道府県私立高等学校担当課長
附属高等学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体担当課長

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）

塩川達大



(印影印刷)

令和 2 年度全国高等学校教育改革研究協議会の開催について（依頼）

高等学校教育改革の推進を図るため、標記研究協議会を下記のとおり開催しますので、担当課及び設置又は所轄する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に対して周知するとともに、担当者及び教職員の出席について配慮願います。

なお、実施要項に記載のとおり、市町村教育委員会の担当者や市町村立高等学校の教職員等の参加も可能ですので、各都道府県教育委員会高等学校担当課長におかれては、域内の高等学校を設置する市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して周知されるようお願いいたします。

記

- 1 令和 2 年度全国高等学校教育改革研究協議会実施要項別紙のとおり。
- 2 参加対象者
別紙「5 参加対象者」のとおり。
- 3 参加登録方法
参加者が直接、下記「参加登録フォーム」に必要事項を記入の上、登録すること。
<https://pf.mext.go.jp/admission/koukoukaikaku.html>
- 4 参加登録期限
令和 2 年 11 月 13 日（金）

【連絡先】

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
中高一貫教育支援係（酒井・工藤・前田）

電 話 03-6734-3482（直通）

FAX 03-6734-3727

メール koukou@mext.go.jp

(別紙)

令和2年度全国高等学校教育改革研究協議会実施要項

1 趣旨

中央教育審議会における「新時代に対応した高等学校教育の在り方」に係る審議状況や高等学校教育関係概算要求の状況等について情報提供を行い、もって各高等学校における高等学校教育の質の確保・向上や改革の推進の参考とするものです。

2 主催

文部科学省

3 会場

オンライン会議システムによる開催

4 日程

令和2年11月25日(水)

時間帯	項目	内容
13:30~14:00 (30分)	受付	オンライン会議システムへの接続
14:00~14:05 (5分)	開会行事	開会挨拶、日程確認等
14:05~14:55 (50分)	行政説明	文部科学省等から説明
14:55~15:25 (30分)	講演	荒瀬克己氏(関西国際大学学長補佐)
15:25~15:35 (10分)	休憩	
15:35~16:25 (50分)	事例紹介	岩本悠氏(一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム代表理事、島根県教育魅力化特命官)
16:25~16:30 (5分)	閉会行事	事務連絡

5 参加対象者

(1) 都道府県教育委員会

ア 都道府県教育委員会の高等学校担当者、都道府県立高等学校の教職員、都道府県立高等学校と連携・協働する関係者

イ 高等学校を設置する市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）の高等学校担当者、市町村立高等学校の教職員、市町村立高等学校と連携・協働する関係者

(2) 指定都市教育委員会

高等学校を設置する指定都市教育委員会の高等学校担当者、指定都市立高等学校の教職員、指定都市立高等学校と連携・協働する関係者

(3) 都道府県知事部局

都道府県知事部局の私立高等学校担当者、私立高等学校の教職員、私立高等学校と連携・協働する関係者

(4) 学校設置会社を所轄する認定地方公共団体

認定地方公共団体の私立高等学校担当者、私立高等学校の教職員、私立高等学校と連携・協働する関係者

(5) 国公立大学法人

国公立大学附属高等学校の教職員、国公立大学附属高等学校と連携・協働する関係者

※配信方式を見直した結果、令和2年8月26日付け事務連絡「令和2年度全国高等学校教育改革研究協議会の開催日及び開催形態の変更について」において示していた参加人数の上限は撤廃しています。

6 その他

- オンライン会議システムへの接続方法についてはおって連絡します。
- 本研究協議会開催後、行政説明等の内容について参加者からの質問を受け付け、後日それに対する文部科学省の回答を公開することを予定しています。

※上記の内容は、令和2年10月8日時点のものであり、今後変更される可能性があります。